### (特定街区)

に関する都市計画において定められた限度以下でなければならない。第六十条 特定街区内においては、建築物の容積率及び高さは、特定街区

2 3 略

(地区計画の区域内における制限の特例)

築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。 上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該地区計画におい 上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該地区計画におい を備計画の区域内の公共施設の整備の状況に応じた建 整備計画の区域内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最 整備計画の区域内の公共施設の整備が況に応じた建築物の容積率の最 を放って、当該地区計画の内容(地区整備計画において定められた当該地区 第六十八条の三次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にある建築

られている区域であること。 地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定め

イ 略

応じたものの数値を超えて定められているものに限る。)ものの数値が当該地区整備計画の区域内の公共施設の整備の状況に口 建築物の容積率の最高限度 (地区整備計画の区域の特性に応じた

(特定街区)

た限度以下でなければならない。割合及び建築物の高さは、特定街区に関する都市計画において定められ第六十条 特定街区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する

· 3 略

2

(地区計画の区域内における制限の特例)

第六十八条の三 物で、当該地区計画の内容(地区整備計画において定められた当該地区 は 除く。)に適合し、 べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する第二号の条例の規定 れた地区整備計画の区域内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の延 生上支障がないと認めるものについては、当該地区計画において定めら 討 同 整備計画の区域内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積 適用しない。 以下この節において同じ。 敷地内に二以上の建築物がある場合においては、 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にある建築 かつ、特定行政庁が交通上、 )の敷地面積に対する割合の最高限度を 安全上、防火上及び衛 その延べ面積の合

られている区域であること。

略

地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定め

るものに限る。) の公共施設の整備の状況に応じたものの数値を超えて定められていい 計画の区域の特性に応じたものの数値が当該地区整備計画の区域内口 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (地区整備口

### 略

- 、当該地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十2 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にある建築物については
- 二条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に掲げる数値とみなして、当該地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十
- 同条の規定を適用する。
- 項が定められている区域であること。 るものに限る。)が定められている土地の区域のうち、次に掲げる事整備計画の区域を区分して建築物の容積率の最高限度が定められてい 地区整備計画(都市計画法第十二条の五第五項の規定により、地区
- 1 建築物の容積率の最低限度

### ロ・ハ 略

略

3

市計画において定められた同条第一項第三号又は第四号に掲げる数値のれた建築物の変積率の最高限度を第五十二条第一項第三号又は第四号において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第三号又は第四号にお話建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第三号又は第四号にないに掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部で

#### 略

一・五倍以下でなければならない

二 地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定め

### 略

- 、当該地区計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対す2 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にある建築物については
- 号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。る割合の最高限度を第五十二条第一項第一号、第二号、第三号又は第四
- 区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。の最高限度が定められているものに限る。)が定められている土地の整備計画の区域を区分して建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合地区整備計画(都市計画法第十二条の五第五項の規定により、地区
- 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度

#### 口· 八 略

#### 一 略

3 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる数値の一・五倍以下でな 
5 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる表面では 
5 次に掲げる表面で 
5 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にあるその全部又は一部 
5 次に掲げる表面で 
5 次に表面で 
5 次に表

### 略

二 地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定め

られている区域であること。

以上その一・五倍以下で定められているものに限る。)値以上で、かつ、第五十二条第一項第三号又は第四号に掲げる数値する建築物に係るものの数値が、それ以外の建築物に係るものの数イ 建築物の容積率の最高限度(その全部又は一部を住宅の用途に供

# ロ 建築物の容積率の最低限度

八·二 略

三 略

4 たもの以下」とあるのは、「数値以下」とする。 築物にあつては十分の四を、 は特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建 域若しくは準住居地域内の建築物 (第五号に掲げる建築物を除く。) 又 第二種中高層住居専用地域内の建築物、第一種住居地域、 用地域、 おいては、 九項ただし書において同じ。) の幅員が十二メートル未満である場合に 面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。 ついては、 生上支障がないと認めるものに対する第五十二条第一項の規定の適用に 画の内容に適合し、 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内の建築物で、当該地区計 第二種低層住居専用地域、 当該前面道路の幅員のメートルの数値に、 同項中「数値以下であり、かつ、当該建築物の前面道路 (前 かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛 その他の建築物にあつては十分の六を乗じ 第一種中高層住居専用地域若しくは 第一種低層住居専 以下この項及び第 第二種住居地 4

られている区域であること。

ものに限る。) 号又は第四号に掲げる数値以上その一・五倍以下で定められている外の建築物に係るものの数値以上で、かつ、第五十二条第一項第三又は一部を住宅の用途に供する建築物に係るものの数値が、それ以又は一部を住宅の用途に供する建築物に係るものの数値が、それ以上、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度(その全部

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度

ハ・ 二 略 三略

用地域、 築物にあつては十分の四を、その他の建築物にあつては十分の六を乗じ ついては、 画の内容に適合し、 域若しくは準住居地域内の建築物 (第五号に掲げる建築物を除く。) 又 面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。 たもの以下」とあるのは、 は特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建 第二種中高層住居専用地域内の建築物、 おいては、 九項ただし書において同じ。) の幅員が十二メートル未満である場合に 生上支障がないと認めるものに対する第五十二条第一項の規定の適用に 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内の建築物で、当該地区計 第二種低層住居専用地域、 当該前面道路の幅員のメートルの数値に、 同項中「数値以下であり、 かつ、特定行政庁が交通上、 「数値以下」とする。 第一種中高層住居専用地域若しくは かつ、当該建築物の前面道路(前 第一種住居地域、 安全上、防火上及び衛 以下この項及び第 第一種低層住居専 第二種住居地

られている区域であること。

地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定め

2 5 3 6 第六十八条の四 ない 規定は、 認めるものについては、 築物で、特定行政庁が交通上、 る。) 内においては、当該住宅地高度利用地区計画の内容に適合する建 られている区域のうち当該住宅地高度利用地区整備計画において十分の 生上支障がないと認めるものについては、第五十二条の規定は、 内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛 れている区域に限る。) 内においては、当該住宅地高度利用地区計画の 備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定めら 六以下の数値で建築物の建ぺい率の最高限度が定められている区域に限 (再開発地区計画の区域内の制限の緩和等) ( 住宅地高度利用地区計画の区域内の制限の緩和等) 住宅地高度利用地区計画の区域(住宅地高度利用地区整備計画が定め 略 ロ〜ホ 1 略 略 建築物の容積率の最高限度 適用しない 略 住宅地高度利用地区計画の区域(住宅地高度利用地区整 第五十三条第一項から第三項まで及び第六項の 安全上、 防火上及び衛生上支障がないと 適用し 2 5 3 6 第六十八条の四 敷地面積に対する割合の最高限度が定められている区域に限る。 場合においては、 る割合の最高限度が定められている区域に限る。) 内においては、 備計画が定められている区域のうち建築物の延べ面積の敷地面積に対す 用しない。 については、 定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの おいては、 六以下の数値で建築物の建築面積(同 られている区域のうち当該住宅地高度利用地区整備計画において十分の 五十二条の規定は、適用しない。 上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、 住宅地高度利用地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通 ( 住宅地高度利用地区計画の区域内の制限の緩和等) 再開発地区計画の区域内の制限の緩和等) 住宅地高度利用地区計画の区域(住宅地高度利用地区整備計画が定め 略 口 ~ ホ 1 略 略 建築物の延 当該住宅地高度利用地区計画の内容に適合する建築物で、特 略 第五十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定は、 住宅地高度利用地区計画の区域(住宅地高度利用地区整 その建築面積の合計。 べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 一敷地内に二以上の建築物がある 以下この節において同じ。

内に し の

適

当該

第

のについては、第五十二条の規定は、適用しない。特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもる。)内においては、当該再開発地区計画の内容に適合する建築物で、「いる区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域に限第六十八条の五 再開発地区計画の区域(再開発地区整備計画が定められ

2 4 略

(沿道地区計画の区域内における建築物の容積率の特例)

号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。
| 容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号、第二号、第三号又は第四ある建築物については、当該沿道地区計画において定められた建築物の第六十八条の五の二 次に掲げる条件に該当する沿道地区計画の区域内に

区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。の最高限度が定められているものに限る。)が定められている土地の項の規定により、沿道地区整備計画の区域を区分して建築物の容積率 沿道地区整備計画 (幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三

イ建築物の容積率の最低限度

口· 八 略

二 略

(建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置)

生上支障がないと認めるものについては、第五十二条の規定は、適用し、内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛が定められている区域に限る。)内においては、当該再開発地区計画の度、第六十八条の五 再開発地区計画の区域(再開発地区整備計画が定められ

ない。

2 4 略

────(沿道地区計画の区域内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する

割合の特例)

)が定められている土地の区域のうち、次に掲げる事項が定められて積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められているものに限る。項の規定により、沿道地区整備計画の区域を区分して建築物の延べ面一沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度

いる区域であること

口 · 八 略

二略

(建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置)

第六十八条の八、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の容第六十八条の八、第六十八条の二第一項の規定による建築物の字にある部分に係る第五十二条第一項の規定による建築物の内外にわたるときは、当該条例で定められた建築物の容積率の最高限度又は建築物の建べい率の最高限度又は建築物の建べい率の最高限度又は建築物の字である部分に係る第五十二条第一項の規定による建築物の容による制限を受ける区域の内外にわたる第二項、第四項及び第五項の規定による制限を受ける区域の内外にわたる第二項、第四項及び第五項の規定による制限を受ける区域の内外にわたる第二項、第四項及び第五項の規定による制限を受ける区域の内外にわたる第二項、第一項の規定に基づく条例で建築物の容第六十八条の八、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の容

# 第八節 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物

の敷地及び構造

(都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限) (都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地と道路との関係、建築物の容積率、建築物の高さい。 (都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限) (都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限) (

第五十三条第二項及び第四項の規定を適用する。

第五十三条第二項及び第四項の規定を適用する。
第五十三条第二項及び第四項の規定を適用する。
第一項の規定による制限を受ける区域の内外にわたるときは、当該条例でが当該条例による制限を受ける区域の内外にわたるときは、当該条例で第一項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は建築物の敷地が当該条例による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は建築物の敷地第六十八条の八 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の延

第八節 都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

(都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限)

な制限を定めることができる。 
な制限を定めることができる。

# (建築協定の目的)

第六十九条 することができる旨を、条例で、定めることができる。 設備に関する基準についての協定(以下「建築協定」という。)を締結 区域内における建築物の敷地、位置、構造、 所有者等」と総称する。 地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の 同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、 項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において 十三条において準用する場合を含む。次条第三項、 都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八 の所有者及び借地権を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大 かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地 は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又 )が当該土地について一定の区域を定め、 用途、形態、意匠又は建築 第七十四条の二第一 当該土 その

# (一定の複数建築物に対する制限の特例)

に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十一項まで物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもののうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその各建築の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。第八十六条 一団地 (その内に第六項の規定により現に公告されている他

# (建築協定の目的)

第六十九条 条において準用する場合を含む。次条第三項、 者等」と総称する。) が当該土地について一定の区域を定め、 び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ 地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三 の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備そ かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地 ことができる旨を、 に関する基準についての協定 (以下「建築協定」という。) を締結する 内における建築物の敷地、 対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。 権」という。 の他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。 は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、 )の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又 )を有する者 (土地区画整理法第九十八条第一項 (大都市 条例で、定めることができる。 位置、構造、 用途、 形態、 第七十四条の二第一項及 以下「土地の所有 意匠又は建築設備 以下「借地 その区域

# (一定の複数建築物に対する制限の特例)

に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十一項まで物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもののうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその各建築の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。第八十六条 一団地 (その内に第六項の規定により現に公告されている他

のとみなす。

のとみなす。

のとみなす。

のとみなす。

のとみなす。

2 8 略

(総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例)

第五十五条第一項に規定する建築物の高さと異なる容積率、建ぺい率、に規定する建ぺい率、第五十四条第二項に規定する外壁の後退距離及び、第五十二条第一項第一号に規定する容積率、第五十三条第一項第一号では、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域については第八十六条の六 一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合におい

距離及び高さの基準を定めることができる。

2 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

| 第八十六条の七 第三条第二項の規定により第二十六条、第二十七条、第

地内にあるものとみなす。

、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十二条第一項がら第四項若しくは第二項、第五十六条第一項がら第四項まで、第五十九条の五第一項の規定(次項において「特質から第三項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第五十三条第一項がら第四項まで若しくは第六項、第五十六条の、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第

2 8 略

(総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例

第八十六条の六 る割合、 ては、 さの基準を定めることができる。 以上の建築物がある場合においては、 五条第一項に規定する建築物の高さと異なるこれらの割合、 に対する割合、 建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)の敷地面積に対す 第五十二条第一項第一号に規定する延べ面積(同 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域については 第五十三条第一項第一号に規定する建築面積 第五十四条第二項に規定する外壁の後退距離及び第五十 一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合におい その建築面積の合計) 一敷地内に二以上の 同 距離及び高 の敷地面積 敷地内に

2 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

| 第八十六条の七 第三条第二項の規定により第二十六条、第二十七条、第

号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。様の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第三条第三項第三係る部分を除く。)、第六十一条又は第六十二条第一項の規定の適用を係る部分を除く。)、第六十一条又は第六十二条第一項の規定の適用を手上条、第三十四条第二項、第四十八条第一項から第十二項まで、第五

(用途の変更に対するこの法律の準用)

## 第八十七条 略

定を準用する。
で、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規で、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規力条第二項、第四十条第一項から第十二項まで及び第五十一条の規定並びに第三十2 建築物 (次項の建築物を除く。)の用途を変更する場合においては、

は、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においており、第四十八条第一項から第十二項まで若しくは第三十五条に関するづく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においてづく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においてがら第三十五条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三十五条がら第三十五条がの規定の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一

定は、適用しない。

では、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規おいて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合におい条第一項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内に敷地面積に対する割合に係る部分を除く。)、第六十一条又は第六十二敷土二条第一項から第六項まで、第五十九条第一項(建築物の建築面積の

三十条、第三十四条第二項、第四十八条第一項から第十二項まで、

用途の変更に対するこの法律の準用)

### 第八十七条 略

3

略

に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 の罰金に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 の罰金に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 の罰金に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 の罰金に対し、二十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

五十六条、第九十一条関係) 別表第三 前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限 (第一

(11)

(3)

(t)

(L)

の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 ) の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、二十万円以下第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。 ) 、第五十条 (第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。 ) 、第五十条 (第八十七条第二項又は第八十八条の二第一項 (別条第一項 (第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する

十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 、第四十

第三十九条第二項、第四十条若しくは第四十三条第二項(第八

| 五十六条、第九十一条関係)| 別表第三 前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限 (第

は区域 地域、地区又 建築物がある	(11)
第五十二条第一第五十二条第一の限度	(3)
距 離	( <b>l</b> t)
数值	(E)

は区域

よる容積率の限

度

地域

地区又

第六項の規定に

距離

数値

建築物がある

項

第五項及び

第五十二条第

	7	備 二 一 考		五		
	二 表 第 第 四	略略		内定用のの途		
	日影			内の建築物定のない区域用途地域の指		
4	によ			物 区 の 域 指		
	る 中		え十	以え大	の 十 切 ハ	
	一		える場合	以下の場合	の 場 分 の つ	
]	建築		<b>十分の三十を超</b>	以下の場合・大分の二十を超	一場合 十分の二十以下	m <del>(</del> 2
略	日影による中高層の建築物の制限(第五十六条、第五十六条の				<b>デ</b>	略
	制 限		三十メートル	ルニ十五メート	<u> </u>	
	第		X I	カメー	ニ+メートル	
	十		ル	<b>-</b>	ル	
	条、、		定 議 例 会 過	守を考利 利 区 慮 用 彳		
	第五		に	印分 しの 政防 出外 が	五のうち、	
	十 六 夕		議会の議を経て	守県がおける 考慮し当該区域 利用の状況等を が、また。 対対の状況等を は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 は、また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。	宣子牧庁が上世・五のうち、特一・二五又は一	
					ן וער ש	
	7 別 1 二 表 1 題 第	備		五		
-	<b>別</b> 二 表 第 四 係)	備 二 一 考 略 略				
		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		内の建 り 地域		
-						
			える	内の建築物定のない区域用途地域の指	の十分	
			える場合	内の建築物定のない区域用途地域の指	の場合	
			大る場合 大分の三十を	内の建築物定のない区域用途地域の指	の場合・十分の二十以	- 中文
略			十 を 超	内の建築物 以下の場合 一 以下の場合 一 大の二十を超	二十以下	略
				内の建築物 以下の場合 一 以下の場合 一 大の二十を超	二十以下	略
略				内の建築物 以下の場合 一 以下の場合 一 大の二十を超	二十以下	略
略			える場合 十分の三十を超	内の建築物 以下の場合 一 以下の場合 一 大の三十 一 大の三十 一 大の二十を超	一十分の二十以下 二十メートル	略
				内の建築物 以下の場合 に十五メート 一用途地域の指 十分の二十を超 二十五メート 一	二十以下	略
				内の建築物 以下の場合 一 以下の場合 一 大の二十を超	二十以下	略
略	-			内の建築物 以下の場合 に十五メート 一用途地域の指 十分の二十を超 二十五メート 一	二十以下	略

四						
い 定 域 が 指 地						
		1H -0I	1			
を メ 高     築 以 階 階       超 ー さ     物 上 数 を       え ト が の が 除       る ル 十     建 三 く				が サ の 高 さ		
H II 서 四		築     以     階     物     え     ト     が     軒       物     上     数     を     ル     ル     た     日       ル     ト     ・     上     よ     こ     よ     こ     よ     こ     よ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ     こ<				
(=)	(-)	( <b>Ξ</b> )	(二)	(-)		
区域内にあつ	三時間(道の区域内にあつ	五時間(道の区域内にあつ	四時間(道の区域内にあつ	三時間(道の区域内にあつ		
では、二時間) の区域内にあつ	、一・五時間) 域内にあつては	、二・五時間) 域内にあつては	ては、二時間) 一・五時間 (道	、一・五時間) 「はの区」		
		9				
	い 定 図 の 域 数 指 地					
Parameter   Pa						
ルトI 시 메						
	(=)	(-)				
	ン では、四時間 区域内にあつ	では、三時間 区域内にあつ 四時間 (道の				
	、二・五時間)	ては、二時間)の区域内にあつ				

	1	
		7 <del>.3</del>
		建 築 物
		ル
略	(Ξ)	
	ン 区域内にあつ 五時間(道の	<u> </u>
	、二・五時間) 三時間(道の区	
略		
L		